

第3期中期目標の策定について

1 中期目標の概要

- ・地方独立行政法人法（以下「法」という）第25条の規定により、設立団体の長（知事）が、地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標を具体的に定め、法人に指示するもの。
- ・目標期間は5年。現在の第2期中期目標（平成27年度～令和元年度）が今年度末で終期を迎えることから、第3期中期目標（令和2年度～令和6年度）を策定。

2 中期目標において定める事項（法第25条第2項）

- (1) 中期目標期間
- (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

3 主なスケジュール（予定）

平成31年	2月	県地方独立行政法人評価委員会（基本的な方向性等の説明）
令和元年	5月	地域医療対策協議会（意見聴取）
令和元年	6月	厚生環境委員会（スケジュール等の説明）
令和元年	7月	県地方独立行政法人評価委員会（意見聴取①）
令和元年	8月	県地方独立行政法人評価委員会（意見聴取②）
令和元年	10月	厚生環境委員会（中期目標案の説明）
令和元年	10月頃	パブリック・コメント
令和元年	11月	県地方独立行政法人評価委員会（最終報告）
令和元年	12月	県議会議決、法人へ指示

<参考：中期計画>

令和2年	1月	中期計画の認可申請（法人→県）
		中期計画の認可について評価委員会への意見聴取
令和2年	3月	県議会議決・認可